

ひなたのチカラ林業経営者登録・公表実施要領

平成30年11月28日
宮崎県山村・木材振興課

(目的)

第1条 この要領は、森林所有者及び林業従事者の所得向上や資源循環型林業の促進に資するため、森林所有者をはじめ県民等から信頼される林業経営者を「ひなたのチカラ林業経営者」として県が登録し、森林所有者、事業発注者等がひなたのチカラ林業経営者の登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるようにするとともに、ひなたのチカラ林業経営者が自ら進んで事業実行能力等を広く公表することにより、林業経営者間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営者を育成することを目的とする。

なお、この要領により登録・公表された林業経営者については、森林経営管理法（平成31年法律第35号）第36条第2項に規定する民間事業者に選定されたものとする。

(定義)

第2条 この要領において、林業経営者とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営者をいい、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

また、ひなたのチカラ林業経営者とは、第7条により登録された林業経営者をいい、次に掲げる条件を具備することとする。

- (1) 相当程度の事業量を確保し高い生産性や収益性を有するなど効率的かつ安定的な森林経営の実現を目指すこと
- (2) 主伐後の再造林の実施など森林経営の継続性の確保を目指すこと
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）をはじめとした関係法令を遵守すること

(ひなたのチカラ林業経営者の登録)

第3条 県内で造林、保育、伐採その他森林における施業（以下「森林施業」という。）を行う林業経営者は、ひなたのチカラ林業経営者として知事の登録を受けることができるものとする。ただし、林業経営者が、次の各号のいずれかに該当するときを除く。

- (1) 行政機関から、法令違反、不正の行為等により入札への参加資格の停止や業務停止命令を受けている場合
- (2) 林業経営者の経営者等（個人にあってはその者若しくはその支配人、法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者。以下「経営者等」という。）が森林法、自然公園法（昭和32年法律第161号）及び宮崎県立自然公園条例（昭和36年条例第12号）（以下「森林法等」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から1年を経過していない場合
- (3) 森林法等を除く法令等において、林業経営者の代表経営者等（個人にあってはその者若しくはその支配人、法人にあっては代表権を有する役員（専務取締役以上の肩書きを付した役員を含む。）。以下「代表経営者等」という。）が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告された日から1年を経過していない場合

- (4) 林業死亡労働災害（ただし、経営者等が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反又は刑法（明治40年法律第45号）第211条の業務上過失致死傷の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたものに限る。）を発生させた日から1年を経過していない場合
- (5) 第11条第1項第3号から第6号の規定により登録を取り消され、その取消の日から1年を経過していない場合
- (6) 県税に係る徴収金に未納がある場合
- (7) 経営者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している場合
- (8) 行動規範、ガイドライン等を遵守していない行為をしたと認められる場合
- (9) 森林施業に関し不正又は不誠実な行為を行い、これまでに行政機関から文書等による指導を受けたことがある場合であって、改善が認められない場合

（登録の申請）

第4条 前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、別記様式第1号の申請書に下記の第1号から第16号を記載した別記様式第2号を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 基本情報（主たる事業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
- (2) 組織に関する情報（職員数等）
- (3) 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等）
- (4) 技術者・技能者数に関する情報
- (5) 資本装備に関する情報（林業機械保有台数）
- (6) 事業量等に関する情報（素材生産、造林等）
- (7) 事業区域に関する情報
- (8) 県外における長官通知3（2）に基づく育成を図る林業経営体に関する情報
- (9) 主伐後の再造林の確保に関する情報
- (10) 生産管理の取組に関する情報
- (11) 原木の安定供給・流通合理化等に関する情報
- (12) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- (13) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
- (14) 雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報
- (15) 常勤役員の設置に関する情報
- (16) 林業関係団体等への加入、地域への貢献、表彰実績、安全対策の取組状況等に関する情報

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 登記事項証明書又は住民票
- (2) 県税の納税証明書
- (3) 労働者を雇用している場合にあっては、雇用に関して交付している文書の様式
- (4) 労働者を雇用している場合にあっては、社会・労働保険等への加入状況が確認

できる書類

- (5) 就業規則を制定している場合にあつては、就業規則の写し
- (6) 直近3ヶ年の貸借対照表及び損益計算書の写し又はこれらに類する書類の写し
- (7) 事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成、引き渡し完了した過去5年の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し）
- (8) 遵守する行動規範やガイドライン等（以下「行動規範等」という。）の写し
また、その行動規範等の遵守のための取組を行っている場合にあつては、その取組の内容が確認できる書類
- (9) 他者への請負等、他の事業者と連携して素材生産、造林や保育を実施する場合にあつては、その連携する事業者との協定書又は同意書の写し
- (10) 次に掲げる者を雇用している場合（経営者等が該当する場合を含む。）にあつては、その資格等が確認できる書類の写し
 - ア 森林施業プランナー（県が指定する森林施業プランナー研修受講を含む。）
 - イ 技術士（森林部門）
 - ウ 林業技士（林業経営部門・森林総合監理部門）
 - エ フォレスター（森林総合監理士）
- (11) 前条第1号から第4号、第6号から第9号に該当しない旨の誓約書（別記様式第3号）
- (12) その他知事が定める書類

3 知事は、必要に応じ登録申請者、関係市町村長等に対して情報提供を求めることとする。

4 第1項及び第2項の申請書類の提出期限は、毎年1月、4月、7月及び10月の末日とする。ただし、知事が必要であると認めるときは、随時提出することができるものとする。

（市町村長による登録推薦）

第5条 市町村長は、別記様式第4号に前条第1項及び第2項に規定する書類を添えて、ひなたのチカラ林業経営者として知事に登録すべき林業経営者を推薦することができるものとする。

（意見の聴取）

第6条 知事は、第4条による申請又は前条による推薦があつた場合は、別記様式第5号により関係市町村長（第5条の規定による登録推薦を行った市町村長を除く。）の意見を聴くものとする。

2 知事は、前項による意見を聴取するとき、関係市町村における過去1年間の森林法等や適正な森林施業に関する指導状況について、意見を聴くものとする。

（審査及び登録の実施）

第7条 知事は、第4条による申請及び第5条による推薦があつた場合において、当該申請及び推薦の内容について、別表第1に掲げる選定基準及び知事が別に定める登録審査要領に基づき審査を行い、登録すべきと認めるときは、次に掲げる事項をひなた

のチカラ林業経営者名簿（別記様式第6号）に登録するものとする。

（1）第4条第1項第1号から第16号までに掲げる事項

（2）登録番号及び登録年月日

（3）登録情報の変更年月日

- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を別記様式第7号により登録申請者に通知するとともに、別記様式第9号により関係市町村長に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による登録を認めなかったときは、遅滞なく、その旨を別記様式第10号により登録申請者に通知するとともに、別記様式第11号により関係市町村長に通知するものとする。

（登録の有効期間）

第8条 前条第1項の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年を経過する日の属する事業年度の末日までとする。

- 2 ひなたのチカラ林業経営者名簿に登録されたひなたのチカラ林業経営者は、更新を受けることができるものとし、その手続きについては、第4条から前条の規定を準用する。
- 3 前条第1項の規定による登録は、有効期間が満了する日の2ヶ月前までに前項の規定に基づくその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

（変更の届出）

第9条 ひなたのチカラ林業経営者は、第4条第1項第1号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、別記様式第12号により知事に届け出るものとする。

- 2 ひなたのチカラ林業経営者は、第4条第1項第2号から第15号に掲げる事項について変更する必要がある場合は、別記様式第13号により知事に届け出るものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による届出があった場合においては、その受理をもって変更を認め、その届出があった事項をひなたのチカラ林業経営者名簿に登録するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を別記様式第8号により登録申請者に通知するとともに、別記様式第9号により関係市町村長に通知するものとする。
- 5 知事は、第2項の規定による届出があった場合において、その内容について別表第1に掲げる選定基準及び知事が別に定める登録審査要領に基づき審査を行い、変更を認めるときは、その届出があった事項をひなたのチカラ林業経営者名簿に登録するものとする。
- 6 第1項及び第2項の規定による届出については第4条第2項の規定を、第5項の規定による登録については第7条第2項及び同条第3項の規定をそれぞれ準用する。

（ひなたのチカラ林業経営者名簿の公表）

第10条 知事は、県の公式ホームページ等においてひなたのチカラ林業経営者名簿を公表するものとする。

- 2 公表内容は、毎年3月、6月、9月及び12月の末日までに更新するものとする。
- 3 知事は、第4条第1項第8号に該当する都道府県及び九州森林管理局に対し、第1項で公表したひなたのチカラ林業経営者名簿について情報提供を行うものとする。

(登録の取消し)

第11条 知事は、ひなたのチカラ林業経営者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取消すものとする。

- (1) ひなたのチカラ林業経営者が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合
- (2) ひなたのチカラ林業経営者からの申出があった場合
- (3) 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽が確認された場合
- (4) 第3条第6号及び第7号に該当するに至った場合
- (5) 次項及び次条第2項に規定する報告を怠った場合
- (6) 次に掲げるもののほか、登録又は森林施業に関し不正又は不誠実な行為をし、ひなたのチカラ林業経営者として不相当であると認められる場合
 - ア 別表第2の各号の措置要件に係る登録停止期間中にもかかわらず、別表第2の措置要件に該当する行為を再三繰り返すなど、再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない場合
 - イ 知事より第15条による報告を再三求められたにもかかわらず、これに応じない場合

- 2 ひなたのチカラ林業経営者は、前項第4号に該当するに至った場合は、遅滞なく、知事に報告するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による登録の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を別記様式第14号によりひなたのチカラ林業経営者に通知するとともに、別記様式第15号により関係市町村長に通知するものとする。ただし、第1項第1号の個人の場合にあってその死亡が確認された場合は、様式第14号の通知は省略するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による登録の取消しをしたときは、遅滞なく、県の公式ホームページ等において、その旨を公表するものとする。

(登録の停止)

第12条 知事は、ひなたのチカラ林業経営者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録の停止（以下「登録停止」という。）を行うものとする。

- (1) 登録の有効期間中に、森林法等に規定するもののうち、次に掲げる規定について、行政処分（命令）を受けた、又は行政機関から文書による指導を2回以上（同一森林内における同一時期かつ同一行為によるものを1回と数える。）を受けた場合
 - ア 森林法第10条の2（開発行為の許可）
 - イ 森林法第10条の8（伐採及び伐採後の造林の届出等）
 - ウ 森林法第10条の9（伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等）
 - エ 森林法第10条の10（施業の勧告等）
 - オ 森林法第15条（森林経営計画に係る森林の伐採等の届出）
 - カ 森林法第34条第1項（保安林における立木伐採許可）
 - キ 森林法第34条第2項（保安林における作業許可）

- ク 森林法第34条第6項（保安林における許可条件）
- ケ 森林法第34条の2（保安林における択伐の届出等）
- コ 森林法第34条の3（保安林における間伐の届出等）
- サ 森林法第34条の4（保安林における植栽の義務）
- シ 自然公園法第20条第3項第2号から第4号及び第10号（特別地域における木竹の伐採等）
- ス 自然公園法第21条第3項第1号から第3号（特別保護地区における木竹の伐採等）
- セ 宮崎県立自然公園条例第18条第4項第2号から第4号及び第9号（特別地域における木竹の伐採等）

- （2）登録の有効期間中に、行政機関から、法令違反、不正の行為等により入札への参加資格の停止や業務停止命令に至った場合
- （3）登録の有効期間中に、ひなたのチカラ林業経営者の経営者等が森林法等違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- （4）登録の有効期間中に、森林法等を除く法令等において、ひなたのチカラ林業経営者の代表経営者等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告された場合
- （5）登録の有効期間中に、林業死亡労働災害を発生させた場合。ただし、経営者等が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反又は刑法（明治40年法律第45号）第211条の業務上過失致死傷の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合に限る。

（6）第15条に規定する報告を怠った場合

- 2 ひなたのチカラ林業経営者は、前項第1号から第5号に該当するに至った場合は、遅滞なく、知事に報告するものとする。
- 3 第1項の規定による登録停止の期間については、別表第2の各号に掲げる措置要件に該当する事由の性質及び内容を勘案の上、同表各号に定める期間の範囲内で決定するものとする。なお、ひなたのチカラ林業経営者が一の事由により二以上の措置要件に該当する場合は、当該措置要件ごとに定める期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ登録停止期間の短期及び長期とする。
- 4 ひなたのチカラ林業経営者が別表第2の各号の措置要件に係る登録停止期間中に、別表第2の各号に掲げる措置要件に該当することになった場合の登録停止の期間は、当該措置要件ごとに定める期間の2倍とする。
- 5 知事は、登録停止及び登録停止期間を決定したときは、遅滞なく、その旨を別記様式第16号により当該ひなたのチカラ林業経営者に通知するとともに、別記様式第17号により関係市町村長に通知するものとする。
- 6 知事は、登録停止を行った場合は、遅滞なく、県の公式ホームページ等において、その旨を公表するものとする。

（登録停止の解除）

第13条 登録停止の期間中、登録停止を受けたひなたのチカラ林業経営者が当該登録停止に係る措置要件に該当しないことが明らかとなったときは、速やかに登録停止を解除するものとする。

- 2 前項の規定に基づく登録停止の解除の効果は、遡及しないものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により登録停止を解除したときは、別記様式第18号により当該登録停止を解除したひなたのチカラ林業経営者に通知するとともに、別記様式第19号により関係市町村長に通知するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定により登録停止を解除した場合は、遅滞なく、県の公式ホームページ等において、その旨を公表するものとする。

(事業実施状況の報告)

第14条 ひなたのチカラ林業経営者は、毎年度の事業実施状況について、事業実施状況報告書(別記様式第20号)を作成し、当該報告に係る事業年度の終了後3月を超えない日までに、知事に報告するものとする。ただし、災害その他ひなたのチカラ林業経営者の責めに帰することのできない事由で、知事がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

(報告の徴収)

第15条 知事は、この要領の目的達成のために必要な限度において、ひなたのチカラ林業経営者、関係市町村長等に対してその事業実施状況に関する必要な事項について報告を求めることができる。

(書類の提出)

第16条 この要領により知事に書類を提出するときは、林業経営者の主たる事務所等の所在又は所有森林の所在地を所管する西臼杵支庁又は農林振興局長を経由しなければならない。

附 則

この要領は、平成30年11月28日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年12月20日から施行する。
- 2 改正前のひなたのチカラ林業経営者登録・公表実施要領第7条の規定により登録したひなたのチカラ林業経営者の登録については、この要領による改正後の規定(第1条、第8条及び第12条を除く。)に関わらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年6月9日から施行する。
- 2 改正前のひなたのチカラ林業経営者登録・公表実施要領第7条の規定により登録したひなたのチカラ林業経営者の登録については、この要領による改正後の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

ひなたのチカラ林業経営者選定基準

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用		備考
				素材生産	造林保育	
1	素材生産の生産量又は生産性の増加	<p>I</p> <p>a) 直営施業 素材生産量（一部を他者への請負により生産する木材を含む。以下同じ。）が年間3,000m³以上の目標を有していること。また、生産性が5年後に現状の概ね2割以上増加させる目標を有していること。ただし、素材生産量が年間3,000m³、主伐生産性が7m³/人日又は間伐生産性が4m³/人日に達している場合は、当該目標については現状以上となる目標を有していること。</p> <p>b) 専ら（全て）他者への請負による素材生産 素材生産量が年間3,000m³以上の目標を有している、また、生産性が5年後に現状の概ね2割以上増加させる目標を有している（ただし、素材生産量が年間3,000m³、主伐生産性が7m³/人日又は間伐生産性が4m³/人日に達している場合は、当該目標については現状以上となる目標を有している）林業経営者への請負に努めること。</p>	<p>I</p> <p>a) 直営施業 ① 前回登録の素材生産の目標生産量及び目標生産性に対して7割以上達成していること。 ② 素材生産量が年間3,000m³以上であること。また、生産性が5年後に現状の概ね2割以上増加させる目標を有していること。ただし、素材生産量が年間3,000m³、主伐生産性が7m³/人日又は間伐生産性が4m³/人日に達している場合は、当該目標については現状以上となる目標を有していること。</p> <p>b) 専ら（全て）他者への請負による素材生産 ① 前回登録の素材生産の目標生産量及び目標生産性に対して7割以上達成していること。 ② 素材生産量が年間3,000m³以上であること。また、生産性が5年後に現状の概ね2割以上増加させる目標を有している（ただし、素材生産量が年間3,000m³、主伐生産性が7m³/人日又は間伐生産性が4m³/人日に達している場合は、当該目標については現状以上となる目標を有している）林業経営者への請負に努めていること。</p>	○		

2	生産管理又は原木の安定供給・流通合理化等	<p>I</p> <p>a) 直営施業 現場ごとに作業日誌等を作成し、生産量・生産性・収支を把握するとともに作業システムの改善に努める等、適切な生産管理に取り組んでいること（今後1年以内に取り組むことを明らかにしている場合を含む。）。</p> <p>b) 他者への請負による素材生産 現場ごとに作業日誌等を作成し、生産量・生産性・収支を把握するとともに作業システムの改善に努める等、適切な生産管理に取り組んでいる（今後取り組む意向を明らかにしている）林業経営者への請負に努めること。</p>	<p>I</p> <p>a) 直営施業 現場ごとに作業日誌等を作成し、生産量・生産性・収支を把握するとともに作業システムの改善に努める等、適切な生産管理に取り組んでいること。</p> <p>b) 他者への請負による素材生産 現場ごとに作業日誌等を作成し、生産量・生産性・収支を把握するとともに作業システムの改善に努める等、適切な生産管理に取り組んでいる林業経営者への請負に努めていること。</p>	○		I、IIのいずれかに該当すること
3	主伐後の再造林の確保	<p>I</p> <p>主伐面積（針葉樹）の8割以上を再造林する計画を有していること。ただし、造林・保育のみを行う林業経営者は除く。</p>	<p>I</p> <p>① 前回登録期間の再造林（率）の実績が7割以上であること。ただし、自然災害等不可抗力によるものであって、知事がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。</p> <p>② 主伐面積（針葉樹）の8割以上を再造林する計画を有していること。ただし、造林・保育のみを行う林業経営者は除く。</p>	○	○	

4	造林・保育の省力化・低コスト化	<p>I a) 直営施業 コンテナ苗の導入（一貫作業システム）、低密度植栽、下刈りの省力化（エリートツリーや坪刈の導入）等、造林・保育作業の低コスト化に取り組んでいること（又は今後1年以内に取り組むことを明らかにしている場合を含む。）。</p> <p>b) 他者への請負による造林・保育 コンテナ苗の導入（伐採・造林の一貫作業システム）、低密度植栽、下刈りの省力化（エリートツリーや坪刈の導入）等、造林・保育作業の低コスト化に取り組んでいること（又は今後取り組むことを明らかにしている）林業経営者への請負に努めること。</p>	<p>I a) 直営施業 コンテナ苗の導入（一貫作業システム）、低密度植栽、下刈りの省力化（エリートツリーや坪刈の導入）等、造林・保育作業の低コスト化に取り組んでいること。</p> <p>b) 他者への請負による造林・保育 コンテナ苗の導入（伐採・造林の一貫作業システム）、低密度植栽、下刈りの省力化（エリートツリーや坪刈の導入）等、造林・保育作業の低コスト化に取り組んでいる林業経営者への請負に努めていること。</p>		○	
5	素材生産や造林・保育を実施するための実行体制の確保	<p>I a) 素材生産 ① 3年間以上の素材生産の事業実績を有していること。 ② 法人の場合は、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと及び経常利益金額等（損益計算上の経常利益の金額に当該損益計算上の減価償却費の額を加えて得た額）が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと 個人の場合は、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況が全てゼロとはなっていないこと</p>	<p>I a) 素材生産 ① 3年間以上の素材生産の事業実績を有していること。 ② 法人の場合は、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと及び経常利益金額等（損益計算上の経常利益の金額に当該損益計算上の減価償却費の額を加えて得た額）が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと 個人の場合は、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況が全てゼロとはなっていないこと</p>	○	○	I、IIのいずれにも該当すること

(中小企業診断士又は公認会計士による経営診断で今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる場合を含む。)

b) 造林・保育

- ① 3年間以上の造林・保育の事業実績を有していること。
- ② 法人の場合は、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと及び経常利益金額等(損益計算上の経常利益の金額に当該損益計算上の減価償却費の額を加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと
個人の場合は、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況が全てゼロとはならないこと

(中小企業診断士又は公認会計士による経営診断で今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる場合を含む。)

II 森林所有者等に具体的な施業提案を行うため、下に掲げる者の何れかを雇用(経営者等が該当する場合を含む。以下同じ。)していること(又は今後雇用することを明らかにしている場合を含む。)

- ① 森林施業プランナー(県が指定する森林施業プランナー研修受講を含む。)
- ② 技術士(森林部門)
- ③ 林業技士(林業経営部門・森林総合監理部門)
- ④ フォレスター
(森林総合監理士)

(中小企業診断士又は公認会計士による経営診断で今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる場合を含む。)

b) 造林・保育

- ① 3年間以上の造林・保育の事業実績を有していること。
- ② 法人の場合は、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと及び経常利益金額等(損益計算上の経常利益の金額に当該損益計算上の減価償却費の額を加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと
個人の場合は、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況が全てゼロとはならないこと

(中小企業診断士又は公認会計士による経営診断で今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる場合を含む。)

II 森林所有者等に具体的な施業提案を行うため、下に掲げる者の何れかを雇用(経営者等が該当する場合を含む。)していること。

- ① 森林施業プランナー(県が指定する森林施業プランナー研修受講を含む。)
- ② 技術士(森林部門)
- ③ 林業技士(林業経営部門・森林総合監理部門)
- ④ フォレスター
(森林総合監理士)

6	伐採・造林に関する行動規範の策定等	<p>I</p> <p>a) 直営施業 専門家の指導等を受けつつ個別に策定した造林・伐採に関する行動規範（所属する団体、行政が定めた行動規範やガイドラインの遵守を約束することを含む。）を策定し、その遵守のための取組（研修の受講等）を実施していること（今後1年以内に策定し実施する場合を含む。）。</p> <p>b) 他者への請負による素材生産又は造林・保育 専門家の指導等を受けつつ個別に策定した造林・伐採に関する行動規範（所属する団体、行政が定めた行動規範やガイドラインの遵守を約束することを含む。）を策定し、その遵守のための取組（研修等）を実施している（今後策定し実施することを明らかにしている）林業経営者への請負に努めること。</p>	<p>I</p> <p>a) 直営施業 専門家の指導等を受けつつ個別に策定した造林・伐採に関する行動規範（所属する団体、行政が定めた行動規範やガイドラインの遵守を約束することを含む。）を策定し、その遵守のための取組（研修の受講等）を実施していること。</p> <p>b) 他者への請負による素材生産又は造林・保育 専門家の指導等を受けつつ個別に策定した造林・伐採に関する行動規範（所属する団体、行政が定めた行動規範やガイドラインの遵守を約束することを含む。）を策定し、その遵守のための取組（研修等）を実施している林業経営者への請負に努めていること。</p>	○	○	
7	雇用管理の改善と労働安全対策	<p>I</p> <p>a) 直営施業 次の項目全てに該当する林業経営者であること。 ① 原則として、労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金・退職金共済制度（独自の退職金制度を含む。）に加入していること（今後1年以内に加入することを明らかにしている場合を含む。）。 ② 県・林災防・労働局等が主催する各種安全研修等を受講していること（今後1年以内に受講することを明らかにしている場合を含む。）。</p>	<p>I</p> <p>a) 直営施業 次の項目全てに該当する林業経営者であること。 ① 原則として、労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金・退職金共済制度（独自の退職金制度を含む。）に加入していること。 ② 県・林災防・労働局等が主催する各種安全研修等に年1回以上受講しており、今後も継続して研修等を受講すること。</p>	○	○	

		<p>b) 他者への請負による素材生産又は造林・保育 次の項目全てに該当する林業経営者への請負に努めること。</p> <p>① 原則として、労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金・退職金共済制度（独自の退職金制度を含む。）に加入していること（今後加入することを明らかにしている場合を含む。）。</p> <p>② 県・林災防・労働局等が主催する各種安全研修等を受講していること（今後受講することを明らかにしている場合を含む。）。</p>	<p>b) 他者への請負による素材生産又は造林・保育 次の項目全てに該当する林業経営者への請負に努めていること。</p> <p>① 原則として、労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金・退職金共済制度（独自の退職金制度を含む。）に加入していること。</p> <p>② 県・林災防・労働局等が主催する各種安全研修等に年1回以上受講しており、今後も継続して受講すること。</p>			
8	常勤役員の設置	<p>I 法人の場合は、常勤の役員を設置していること。 ただし、常勤の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日から起算して3年を経過した日以降最初に招集される総会等の時までには、常勤の役員が設置されているものとして扱う。</p>	<p>I 法人の場合は、常勤の役員を設置していること。</p>	○	○	

別表第2(第12条関係)

措置要件	期間
<p>1 登録の有効期間中に、森林法、自然公園法及び宮崎県立自然公園条例に規定するもののうち、次に掲げる規定について、行政処分(命令)を受けた、又は行政機関から文書による指導を2回以上(同一森林内における同一時期かつ同一行為によるものを1回と数える。)を受けた場合</p> <p>ア 森林法第10条の2(開発行為の許可)</p> <p>イ 森林法第10条の8(伐採及び伐採後の造林の届出等)</p> <p>ウ 森林法第10条の9(伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等)</p> <p>エ 森林法第10条の10(施業の勧告等)</p> <p>オ 森林法第15条(森林経営計画に係る森林の伐採等の届出)</p> <p>カ 森林法第34条第1項(保安林における立木伐採許可)</p> <p>キ 森林法第34条第2項(保安林における作業許可)</p> <p>ク 森林法第34条第6項(保安林における許可条件)</p> <p>ケ 森林法第34条の2(保安林における択伐の届出等)</p> <p>コ 森林法第34条の3(保安林における間伐の届出等)</p> <p>サ 森林法第34条の4(保安林における植栽の義務)</p> <p>シ 自然公園法第20条第3項第2号から第4号及び第10号(特別地域における木竹の伐採等)</p> <p>ス 自然公園法第21条第3項第1号から第3号(特別保護地区における木竹の伐採等)</p> <p>セ 宮崎県立自然公園条例第18条第4項第2号から第4号及び第9号(特別地域における木竹の伐採等)</p>	<p>県から行政処分又は是正指導を受けた場合は、当該事実を知った日から1か月以上6か月以内</p> <p>県以外の行政機関から行政処分又は是正指導を受けた場合は、当該事実を知った日から1か月以上3か月以内</p>
<p>2 登録の有効期間中に、法令違反、不正の行為等により入札への参加資格の停止や業務停止命令に至った場合</p>	<p>各行政機関が決定した期間</p>
<p>3 登録の有効期間中に、ひなたのチカラ林業経営者の経営者等が森林法、自然公園法及び宮崎県立自然公園条例違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p>	<p>当該事実を知った日から2か月以上12か月以内</p>
<p>4 登録の有効期間中に、森林法、自然公園法及び宮崎県立自然公園条例を除く法令等において、ひなたのチカラ林業経営者の代表経営者等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告された場合</p>	<p>当該事実を知った日から1か月以上9か月以内</p>
<p>5 登録の有効期間中に、林業死亡労働災害を発生させた場合。ただし、ひなたのチカラ林業経営者等が労働安全衛生法違反又は刑法第211条の業務上過失致死傷の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合に限る。</p>	<p>当該事実を知った日から2週間以上4か月以内</p>
<p>6 第15条に規定する報告を怠った場合</p>	<p>報告期限の翌日から2週間以上3か月以内</p>